

2020年3月12日

新型コロナウイルスに関する特別融資の取扱内容の追加及び 条件変更手数料減免の取扱開始について

島根銀行（頭取 鈴木 良夫）は、新型コロナウイルスによる影響を受けられた事業者を支援するために、2020年2月17日付で融資相談窓口を各店窓口に設置し、2020年3月6日からは特別融資の取扱いを開始しているところですが、その影響の大きさに鑑み特別融資における優遇金利の設定及び条件変更手数料の免除の取扱いを追加することといたしましたのでお知らせします。

当行は融資相談窓口及び下記の取扱い等により、新型コロナウイルスによって影響を受けられた事業者の方に対し、金融面・事業面の両面において、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

記

1. 特別融資の取扱内容の追加（赤字の部分）

対象者	新型コロナウイルスにより、直接的・間接的に影響を受けられた事業者の方 (法人・個人事業主)
資金用途	運転資金・設備資金
融資金額	1事業者につき5,000万円まで（うち、運転資金は3,000万円以内）
融資期間	運転資金：5年以内（据置1年含む） 設備資金：10年以内（据置1年含む）
返済方法	分割返済又は一括返済
融資利率	当行所定の利率から <u>0.125%ディスカウント</u>

※審査の結果、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

2. 条件変更手数料の免除

この度の新型コロナウイルス発生の影響により融資条件の変更が必要となった事業者の方につきまして、手形貸付および証書貸付の条件変更時に頂いております条件変更手数料を免除いたします。

3. 取扱期間

本日より2020年9月30日（水）まで

以上

本件に関するお問い合わせ先
島根銀行 業務企画グループ
担当：柳楽 TEL(0852) 24-1240